

平成24年2月9日

資料1

(案=2月9日現在)

健発 第 号
平成 年 月 日

都道府県知事
各 政令市市長 殿
特別区区長

厚生労働省健康局長

旅館業法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（案）

今般、旅館業法施行規則の一部を改正する省令（平成 年 月 日厚生労働省令第号）が公布・施行されたところである。

貴職におかれましては、下記の改正等の趣旨及び内容を十分御了知の上、関係者への周知を図るとともに、その実施に当たりよろしくお取り計らい願いたい。

記

第1 改正の趣旨

旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第3項に規定する旅館営業の施設(以下「旅館営業施設」という。)については、宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備(以下「玄関帳場等」という。)を有することとされているところであるが、歴史的な街並みの保全や都市部等との交流促進による地域活性化等の構造改革特区推進の理念にかんがみ、町家などの伝統的建造物の風情を活かし旅館営業を行う場合には、玄関帳場等に代替する機能を有する設備等を備えること等により、旅館営業施設の基準の適用に係る特例措置を設けるものであること。

第2 改正の内容

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第144条第1項の規定に基づき文部科学大臣に選定された重要伝統的建造物群保存地区内にあり、同法第2条第1項第6号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物等(以下において「伝統的建造物」という。)であつて、営業の許可に際して、当該伝統的建造物であることの市町村の確認書が添付され、次の各号に掲げる要件を満たしている旅館営業施設については、旅館業法施行令(昭和32年政令第152号)第1条第2項第4号に定める基準(玄関帳場等)について、適用しないこととすることができること。

- 1 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第144条第1項の規定に基づき文部科学大臣に選定された重要伝統的建造物群保存地区内にあること。
- 2 文化財保護法第2条第1項第6号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物等(以下において「伝統的建造物」という。)であること。
- 3 伝統的建造物としての特性を維持するため、旅館業法施行令第1条第2項第4号に規定する玄関帳場等を設けることが困難であること。
- 4 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。具体的には以下(1)から(4)の状態を指すこと。
 - (1) ビデオカメラ等を設置することにより、宿泊者の出入りの状況が確認できること。
 - (2) 管理事務所等において宿泊者との面接を行い、宿泊者名簿の記載を行うこと。
また、建物の管理取扱責任について、署名を取ること。
 - (3) 管理事務所等から旅館営業施設まで職員が宿泊者に付き添って案内し、職員が解錠のうえ、宿泊者に鍵を引き渡すこと。
 - (4) ①一棟丸ごと貸与する場合には、建物の鍵の管理を宿泊者の責任により実施すること。又は②宿泊者が複数組に及ぶ場合には、宿泊者相互間の面識を持たせること。
- 5 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。具体的には以下(1)から(4)の状態を指すこと。
 - (1) 旅館営業施設と管理事務所等との間に通話機器が設置されていること。
 - (2) 旅館営業施設が管理事務所等から速やかに駆けつけることができる範囲であること。
 - (3) 宿泊者の安全等を確保するためのマニュアルを整備すること。
 - (4) 地方公共団体、防犯関係者、消防関係者、観光又は地域振興に取り組む関係者等が、状況の確認と情報交換を行う体制を構築すること。

第3 その他

旅館業法第2条第4項に規定する簡易宿所営業の施設については、「公衆浴場における衛生等管理要領等について」(平成12年12月15日生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知)の別添3「旅館業における衛生等管理要領」のⅡの第2の3において、「適当な規模の玄関、玄関帳場又はフロント及びこれに類する設備を設けること」と定めているが、重要伝統的建造物群保存地区以外の伝統的建造物であっても上記第2の要件を満たす場合においては、同様に取り扱うことができること。

※ 上記下線部以外の部分の改正は、旅館業法施行規則で改正し、下線部は本通知(案)により明確化する予定。今後の法令審査等により具体的な文言は修正される可能性がある。